

「下系必要量警告表示を備えたミシン」事件  
東京高裁平成14年（行ケ）第58号事件（平成15年2月27日判決）

<キーワード>

進歩性

<抜粋>

発明の進歩性の検討において問題とされるべきは、従来技術（引用例）を出発点にして、これと出願発明との構成上の相違点を克服して、出願発明に至ることが、当業者にとって容易であったかどうかということであって、これが容易とされるのであれば、その際、出願発明の構成に至る動機となる課題が何であるかは問題になり得ないからである（異なった動機・課題から同一の構成に至ることは十分あり得ることであるから、もし、動機・課題が異なれば別の発明となるということになれば、同一の構成について複数の発明が成立することになる。このような結果を認めることができないことは、明らかである）。

本件においても、引用発明1を出発点にして、これに引用発明2及び周知事項を適用して本願発明と同一の構成に至る動機・課題の有無は問題となり得るものの、その動機・課題が本願発明におけるものと同一であるか否かは、問題となり得ないのである。